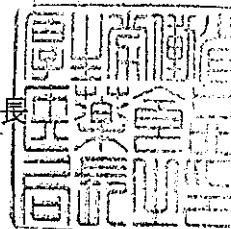


写

薬食発 0629 第3号
平成24年6月29日

各〔都道府県知事
保健所設置市長
特別区長〕 殿

厚生労働省医薬食品局長



出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（薬事法関係）の施行について

日本国籍を有していない者が、薬事法（昭和35年法律第145号）第36条の4第2項に規定する登録（以下「販売従事登録」という。）を受けようとする場合は、薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「施行規則」という。）第159条の7第2項第2号の規定に基づき、外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条の3第2項の登録原票の写し又は同項に規定する登録原票記載事項証明書を申請書に添えなければならないとされているところである。

今般、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）の一部の施行に伴い、外国人登録法が廃止されること等を踏まえ、本日、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成24年厚生労働省令第97号。別添参照。）が公布されたところである。

この省令の改正の内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、適正な指導を行い、その実施に遺漏なきを期されたい。



記

第一 改正の内容

日本国籍を有していない者が、販売従事登録を受けようとする場合に申請書に添えなければならない書類を住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）又は住民票記載事項証明書（同法第7条第1号から第3号までに掲げる事項及び同法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）としたこと。

第二 施行日

平成24年7月9日

○厚生労働省令第九十七号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号)の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十四年六月二十九日

厚生労働大臣 小宮山洋子

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

(健康保険法施行規則の一部改正)

第一条 健康保険法施行規則(昭和二十二年労働省令第十一号)の一部を次のように改正する。

第十八条第三項第一号ハ中「外国人にあつては、外国人登録証明書。以下同じ。」を「の写し」(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中長期在留者にあつては住民票の写し(国籍等(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十号)第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下この号において同じ。)及び在留資格(出入国管理及び難民認定法第一条の二第一項に規定する在留資格をいう。)を記載したものに限る。)と、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十号)に定める特別永住者にあつては住民票の写し(国籍等及び同法に定める特別永住者である旨を記載したものに限る。)と、出入国管理及び難民認定法第十九条の三第一号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。以下同じ。」に改める。

第二十五条の三第三項第三号中「外国人にあつては、外国人登録証明書。以下同じ。」を削る。

(栄養士法施行規則の一部改正)

第三条 栄養士法施行規則(昭和二十三年厚生省令第1号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「戸籍抄本若しくは」を「若しくは戸籍抄本又は」に改め、「事項」の下に「(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者については、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等)」を加え、「又は外国人登録証明書の写し」を「(出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し。第四項第一号において同じ。)」に改め、同条第四項第二号中「戸籍抄本若しくは」を「若しくは戸籍抄本又は」に改め、「又は外国人登録証明書の写し」を削る。

(医療法施行規則の一部改正)

第四条 医療法施行規則(昭和二十二年厚生省令第五十号)の一部を次のように改正する。

第十二条の二第三項第一号中「外国人があつては外国人登録証明書の写し」を削る。
(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則等の一部改正)

第五条 次に掲げる省令の規定中「外国人があつては、外国人登録証明書の写し」を削る。

一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭和二十五年厚生省令第三十一号)第四条の四第二項第一号、

二 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令(昭和四十七年労働省令第四十四号)第一条の二第一項第一号、第一条の二の二の十六第二項第一号、第一条の三第二号、第二条第一号、第十二条第一号、第十九条の四第二号、第十九条の二十四の二第一項第一号、

第十九条の二十四の二の十六第一項第一号、第十九条の二十四の二第一項第一号、第十九条の二十四の二十一第一項第一号、第二十一条第一項第一号、第二十五条の四第一項第一号及び第五十二条第一項第一号、

(引揚者給付金等支給法施行規則の一部改正)

第六条 引揚者給付金等支給法施行規則(昭和三十一年厚生省令第十五号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第一号中「外国人登録法(昭和二十七年法律第四十五号)」を「出入国管理及び難民認定法及び日本国籍との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法(昭和二十七年法律第百五十五号)」に改める。

(水道法施行規則の一部改正)

第七条 水道法施行規則(昭和二十二年厚生省令第四十五号)の一部を次のように改正する。

第十四条の二第一項第一号中「外国人があつては、外国人登録証明書の写し」を削る。

第十五条の二第一項第一号中「外国人登録証明書の写し」を削る。

第十八条第一項第一号及び第二十四条第一項第一号中「又は外国人登録証明書の写し」を削る。

第五十六条の二第一項第一号中「外国人があつては、外国人登録証明書の写し」を削る。

(飼育師法施行規則の一部改正)

第八条 飼育師法施行規則(昭和三十二年厚生省令第四十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「若しくは住民票」を「又は住民票」に改め、「事項」の下に「出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第百十九号)第十九条の三に規定する中長期在留者及び日本国籍との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法(平成三年法律第七十一号)」に定める特別永住者については「住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等」を加え、「又は外国人登録証明書の写し」を「(出入国管理及び難民認定法第十九条の二各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し)」に改める。

(老齢福祉年金支給規則の一部改正)

第九条 老齢福祉年金支給規則(昭和二十四年厚生省令第十七号)の一部を次のように改正する。

(薬事法施行規則の一部改正)

第十条 薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)の一部を次のように改正する。

第一百五十九条の七第一項第一号中「外国人登録法(昭和二十七年法律第百五十五号)第四条の三本旨規法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る」文は住民登録証明書(同法第七条第一号から第三号までに掲げる事項及び同法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る)に改める。

(雇用対策法施行規則の一部改正)

第四条 医療法施行規則(昭和四十二年厚生省令第五十号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第一号中「国籍」を「国籍の属する國又は出入国管理及び難民認定法第一條第五号

口に規定する地域」に改め、同項第四号中「第十九条第一項」を「第十九条第一項前段」に改め、

同条第一項中「第一条の二第三項」を「第一条の二第三項前段」に改める。

第十九条第一項中「これまでの」を「各地に掲げる外国人の区分に応じ、それら当該名号に定めること」に改め、同項各号を次のように改める。

一 出入国管理及び難民認定法第十九条の二に規定する中長期在留者(以下この条において「中長期在留者」という) 同法第十九条の二に規定する在留カード(次項第一号において「在留カード」という) とくわ)

第十九条第一項中「これまでの」を「各地に掲げる外国人の区分に応じ、それら当該名号に定めること」に改め、同項各号を次のように改める。

一 中長期在留者以外の外国人 旅券又は在留資格証明書(出入国管理及び難民認定法第十五条第一項に規定する在留資格証明書をいう。次項第一号において同じ)

第十九条第一項中「出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和五十六年法律第百五十四号)第十九条第四項に規定する資格外活動許可書又は同令第十九条の三に規定する就労資格証明書」を「次の各号に掲げる外国人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類」に改め、同項に次の各号を加える。

一 中長期在留者 在留カード

二 中長期在留者以外の外国人 旅券、在留資格証明書、出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和五十六年法律第百五十四号)第十九条第四項の規定による資格外活動許可書又は同令第十九条第四項に規定する就労資格証明書

三 中長期在留者 在留カードを所持する者については①～⑤欄は在留カードにより確認し、記載することとし、在留カードを所持しない者については①～⑤欄は旅券又は在留資格証明書、⑥欄は旅券、在留資格証明書、資格外活動許可書又は就労資格証明書により確認し、記載すること。

ただし、在留カードを所持しない者については①～⑤欄は出入国管理及び難民認定法及び日本国籍との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号)附則第十五条规定の各号に定める期間については、外国人登録証明書により確認し、記載することもできること。

(医薬衛生師法施行規則の一部改正)

第十二条 製薬衛生師法施行規則(昭和四十一年厚生省令第四十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「若しくは住民票」を「又は住民票」に改め、「事項」の下に「(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第百十九号)第十九条の二に規定する中長期在留者及び日本国籍との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者については、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等)」を加え、「又は外国人登録証明書の写し」を「(出入国管理及び難民認定法第十九条の二各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し)」に改める。

(雇用対策法施行規則の一部改正)

第十二条 就業対策法施行規則(昭和四十二年労働省令第十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第一号中「国籍」を「国籍の属する國又は出入国管理及び難民認定法第一條第五号

口に規定する地域」に改め、同項第四号中「第十九条第一項」を「第十九条第一項前段」に改め、

同条第一項中「第一条の二第三項」を「第一条の二第三項前段」に改める。

第十九条第一項中「これまでの」を「各地に掲げる外国人の区分に応じ、それら当該名号に定めること」に改め、同項各号を次のように改める。

一 出入国管理及び難民認定法第十九条の二に規定する中長期在留者(以下この条において「中長期在留者」という) 同法第十九条の二に規定する在留カード(次項第一号において「在留

カード」という) とくわ)

第十九条第一項中「これまでの」を「各地に掲げる外国人の区分に応じ、それら当該名号に定めること」に改め、同項各号を次のように改める。

一 中長期在留者 在留カード

二 中長期在留者以外の外国人 旅券又は在留資格証明書(出入国管理及び難民認定法第十五条第一項に規定する在留資格証明書をいう。次項第一号において同じ)

第十九条第一項中「出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和五十六年法律第百五十四号)第十九条第四項に規定する資格外活動許可書又は同令第十九条の三に規定する就労資格証明書」を「次の各号に掲げる外国人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類」に改め、同項に次の各号を加える。

一 中長期在留者 在留カード

二 中長期在留者以外の外国人 旅券、在留資格証明書、出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和五十六年法律第百五十四号)第十九条第四項の規定による資格外活動許可書又は同令第十九条第四項に規定する就労資格証明書

三 中長期在留者 在留カードを所持する者については①～⑤欄は在留カードにより確認し、記載することとし、在留カードを所持しない者については①～⑤欄は旅券又は在留資格証明書、⑥欄は旅券、在留資格証明書、資格外活動許可書又は就労資格証明書により確認し、記載すること。

ただし、在留カードを所持しない者については①～⑤欄は出入国管理及び難民認定法及び日本国籍との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号)附則第十五条规定の各号に定める期間については、外国人登録証明書により確認し、記載することもできること。

(製薬衛生師法施行規則の一部改正)

第十二条 製薬衛生師法施行規則(昭和四十一年厚生省令第四十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「若しくは住民票」を「又は住民票」に改め、「事項」の下に「(出入国管理

及び難民認定法(昭和二十六年政令第百十九号)第十九条の二に規定する中長期在留者及び日本

国籍との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者については、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等)」を加え、「又は外国人登録証明書の写し」を「(出入国管理及び難民認定法第十九条の二各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し)」に改める。

第二条第一項中「日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書」を「中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び同項の申請の事由を証する書類」とし、出入国管理及び難民認定法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第五条第一項において同じ。及び前項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三名号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び前項の申請の事由を証する書類とする。」に改める。

第五条第一項中「若しくは」を「又は」に「日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の写し及び同項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三名号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。」に改める。

第十一条第一項中「日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書」を「中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び同項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三名号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。」に改める。

第十一条第一項中「日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書」を削る。

(緊急整復師法施行規則の一部改正)

第十一条 緊急整復師法施行規則(平成二年厚生省令第10号)の一部を次のように改正する。

第一条の三第一項第二号中「掲げる事項」の下に「出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第百十九号)第十九条の三に規定する中長期在留者(以下「中長期在留者」という。)及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第六十号)に定める特別永住者(以下「特別永住者」という。)に付する」に改める。

第六条第二項において同じ。」に改める。

第三条第二項中「日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書」を「中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び同項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三名号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び前項の申請の事由を証する書類とする。」に改める。

第五条第二項中「日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書」を「中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び同項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三名号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。」に改める。

第六条第二項中「日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書」を削る。

(救急救命士法施行規則の一部改正)

第十一条 救急救命士法施行規則(平成三年厚生省令第四十四号)の一部を次のように改正する。

第一条の三第二項第一号中「日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書」を「出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第百十九号)第十九条の三に規定する中長期在留者(以下「中長期在留者」という。)及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者(以下「特別永住者」という。)に付する」に改める。

第六条第二項中「日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書」を削る。

第十一条第一項中「若しくは住民票」を「又は住民票」に改め、「(住民基本台帳法(昭和四十年法律第八十一号)第七条第五号に掲げる事項を記載したものに限る。)又は外国人登録証明書の写し」を削る。

第十九条第四項中「外国人登録証明書」を「住民票の写し」(住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。)に改める。

(美容師法施行規則の一部改正)

第二十五条 美容師法施行規則(平成十年厚生省令第七号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「若しくは住民票」を「又は住民票」に改め、「事項」の下に「(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者)あつては、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等」を加え、「又は外国人登録証明書の写し」を「第三条第一項において同じ。」(出入国管理及び難民認定法第十九条の三名号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し。第三条第二項において同じ。)に改める。

第三条第一項中「日本の国籍を有しない者については、外国人登録証明書」を「中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び同項の申請の事由を証する書類に関する法律施行規則(平成六年厚生省令第六十三号)」の一部を次のように改正する。

第三十三条第二項第二号中「又は外国人登録証明書の写し」を「の写し」(日本の国籍を有しない者にあっては、住民票の写し)「(在留資格(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第一條の二)第一項に規定する在留資格をもつて記載したものに限る。)」に改める。

(中国残留邦人等の円滑な帰國の促進及び永住帰國後の自立の支援に関する法律施行規則の一部改正)

第三十二条 中国残留邦人等の円滑な帰國の促進及び永住帰國後の自立の支援に関する法律施行規則(平成六年厚生省令第六十三号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項 第三十五条の三第一項及び第六十七条第一項中「届書に、外国人にあっては、外国人登録証明書の写しを添えて」を「届書を」に改める。

(理容師法施行規則の一部改正)

第三十四条 理容師法施行規則(平成十年厚生省令第四号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「若しくは住民票」を「又は住民票」に改め、「事項」の下に「(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者)あつては、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等」を加え、「又は外国人登録証明書の写し」を「第三条第一項において同じ。」(出入国管理及び難民認定法第十九条の三名号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し。第三条第二項において同じ。)に改める。

第三十六条第一項中「若しくは住民票」を「又は住民票」に改め、「(住民基本台帳法(昭和四十年法律第八十一号)第七条第五号に掲げる事項を記載したものに限る。)又は外国人登録証明書の写し」を削る。

第十九条第四項中「外国人登録証明書」を「住民票の写し」(住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。)に改める。

(美容師法施行規則の一部改正)

第二十五条 美容師法施行規則(平成十年厚生省令第七号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「若しくは住民票」を「又は住民票」に改め、「事項」の下に「(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者)あつては、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等」を加え、「又は外国人登録証明書の写し」を「第三条第一項において同じ。」(出入国管理及び難民認定法第十九条の三名号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し。第三条第二項において同じ。)に改める。

第三条第一項中「若しくは住民票」を「又は住民票」に改め、「住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項を記載したものに限る。」又は外国人登録証明書の写しを削る。

第十九条第四項中「外国人登録証明書」を「住民票の写し」（住民基本台帳法第三十一条の四十五に規定する国領等を記載したものに限る。）に改める。

（言語聴覚士法施行規則の一部改正）

第二十一条 言語聴覚士法施行規則(平成十年厚生省令第七十四号)の一部を次のように改正する。
第十九条の三第二項第一号中「掲げる事項」の下に「出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政

国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第二百四十九号）第十一條の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本

七十一号に定める特別永住者(以

条の四十五に規定する国籍等)を加え、「以下」を「第六条第一項において」に、「日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書」を「出入国管理

及び難民認定法第十九条の二答等に

第六条第一項において同じ。」に改める。

票の記載事項証明書」を「中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し」(住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したもの)とする。第五条第一項において同じこと。

の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者について、は旅券その他の身分を証する書類の写し及び前項の中高の算出を証する書類とする。」に改まる。

第五条第一項中「**日本の国籍を有しない者**については、**外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の写し又は其正月書**」を「**中長田署管内又は寺川・佐土原**」へと記す。又は「**日本國籍不有者**」と記す。

第六条第二項中「(日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の写し又は正月書」を削る。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正

第二十九号) の一部を次のようにて改正する。

外國人犯罪事件簿

第一条 この省令は、平成二十四年七月九日から施行する。
(農林水産省令第1号に「平成二十四年六月三十日付告示」)

二二条 第十一条の規定による改正後の雇用対策法施行規則（以下この条において「新雇対則」とい

和二十六年政令三百五十九号(「被服上り回付」)第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。以下同じ)が所持する。

留外アード」を以て、「トトコアード」（トトコアード）とし、この在省アードに同法第十九条の三に規定する在省アードの記載によつて、其の在省アードと同一アードとみなす。

日本国との平和条約に基き日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（以下「入管法等改正法」という。）附則第十五条第二項各号に定める期間とする。

3 第一項の規定により登録証明書が在留カードとみなされる中長期在留者に対する新雇用対則第十一
条第一項第一号の規定の適用については、同項中「在留カード」とあるのは、「旅券」(在留資格証明書
書出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和五十六年法務省令第五十四号)第十九条第四項の規定による資格外活動許可書又は同号第十九条の四第一項に規定する就労資格証明書)とする。

4 入管法等改正法附則第七条第一項の規定により旅券に後日在留カードを交付する旨の記載を受け
た中長期在留者(在留カードの交付を受けた者を除く。次条第三項において「後日交付中長期在留
者」という)に対する新雇用対則第一項第一号及び第一項第一号の規定の適用については、
同条第一項第一号中「在留カード」とあるのは、「出入国管理及び難民認定法及み日本国との平和条
約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」一部を改正する等の法律(平
成二十一年法律第七十九号)附則第七条第一項の規定により後日在留カードを交付する旨の記載を
受けた旅券」と、同条第一項第一号中「在留カード」とあるのは、「出入国管理及び難民認定法及び
日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」一部を改正
する等の法律附則第七条第一項の規定により後日在留カードを交付する旨の記載を受けた旅券、出
入国管理及び難民認定法施行規則(昭和五十六年法務省令第五十四号)第十九条第四項の規定によ
る資格外活動許可書又は同令第十九条の四第一項に規定する就労資格証明書)とする。

5 この省令の施行の際現に提出されている第十一条の規定による改正前の雇用対策法施行規則(次
項において「旧雇用対則」という)様式第三号による外国人雇用状況届出書は、新雇用対則様式第三号
による外国人雇用状況届出書とみなす。

6 新雇用対則第十条第三項の外国人雇用状況届出書は、当分の間、なお旧雇用対則の相当様式によるこ
とができる。

(雇用保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第十四条の規定による改正後の雇用保険法施行規則(以下この条において「新雇用保険法」とい
う。)第七十一条第二項の規定の適用については、中長期在留者が所持する登録証明書は在留カード
とみなし、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平
成三年法律第七十一号)に定める特別永住者が所持する登録証明書は特別永住者証明書(同法第七
条第一項に規定する特別永住者証明書)をいう。次項において同じ。)とみなす。

2 前項の規定により登録証明書が在留カードとみなされる期間は、入管法等改正法附則第十五条第一
項各号に定める期間とし、特別永住者証明書とみなされる期間は、入管法等改正法附則第二十八条第一
項各号に定める期間とす。

3 後日交付中長期在留者に対する新雇用対則第七十一条第一項の規定の適用については、同項中「又
は出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード若しくは日本国との平和条約に基
づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七十条第
一项に規定する特別永住者証明書」とあるのは、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条
約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平
成二十一年法律第七十九号)附則第七条第一項の規定により後日在留カードを交付する旨の記載を
受けた旅券その他の身分を証する書類の写し」とする。

4 この省令の施行の際現に提出されている第十四条の規定による改正前の雇用保険法施行規則(以
下この項及び次項において「旧雇用保険法」という)様式第二号による雇用保険被保険者資格取得届
出書保険則様式第四号による雇用保険被保険者資格喪失届出書及び雇用保険被保険者氏名変更届、旧雇用保
険則様式第三十五号による雇用保険被保険者資格取得届、新雇用保険様式第三十五号による雇用保
険被保険者資格喪失届光ディスク等提出用紙括書き並びに旧雇用保険則様式第三十六号による雇用保
険被保険者資格喪失届光ディスク等提出用紙括書きは、それぞれ、新雇用保
険様式第一号による雇用保険被保険者資格取得届、新雇用保険則様式第四号による雇用保険被保険者資
格喪失届及び雇用保険被保険者氏名変更届、新雇用保険様式第三十五号による雇用保険被保険者資格
喪失届光ディスク等提出用紙括書き並びに新雇用保険則様式第三十六号による雇用保険被保険者資格喪失
届光ディスク等提出用紙括書きとみなす。

新雇保則第六条第一項の雇用保険被保険者資格取得届、新雇保則第七条第一項の雇用保険被保険者資格喪失届、新雇保則第十四条第一項の雇用保険被保険者氏名変更届、新雇保則第一百四十六条第一項第一号の雇用保険被保険者資格取得届光ディスク等提出用総括票及び同項第二号の雇用保険被保険者資格喪失届光ディスク等提出用総括票は、当分の間、なお旧雇保則の相当様式によることができる。

○ 葉事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（販売従事登録の申請）	（販売従事登録の申請）
第一百五十九条の七　（略）	第一百五十九条の七　（略）
2　（略）	2　（略）
一　（略）	一　（略）
二　申請者の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（日本国籍を有していない者については、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。）又は住民票記載事項証明書（同法第七条第一号から第三号までに掲げる事項及び同法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。））	二　申請者の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（日本国籍を有していない者については、外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）第四条の三第二項の登録原票の写し又は同項に規定する登録原票記載事項証明書）
3　（略）	3　（略）
四　（略）	四　（略）
5　（略）	5　（略）